四　国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。
五　国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。
六　国会議員互助年金等に関する異議申立て及び訴訟に関すること。
七　国会議員互助年金等に関する相談に関すること。

（恩給審査官の職務の特例）

第二十一条　恩給審査官は、第百二十条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。
二　国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関すること（前条第六号及び第七号並びに次条第一号及び第二号に掲げるものを除く。）。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

（恩給業務管理官の職務の特例）

第二十一条の二　恩給業務管理官は、第百二十条第七項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員の互助年金証書の作成及び交付に関すること。
二　国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。
三　国会議員互助年金等の支給に関すること（附則第二十条第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。）。
四　国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
五　国会議員互助年金等の統計に関すること。
六　国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。

（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第二十四条　政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「総務課」を「政策評価課」に改め、同条ただし書中「、政策評価分科会に係るものは総務省行政評価局の政策評価官において」を削り、「総務省行政評価局の評価監視官」を「、総務省行政管理局企画調整課（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第三十六条の規定により総務省行政管理局に置かれる管理官が同令第三十九条の規定により命を受けて同分科会の庶務に関する事務を分掌する場合にあっては、当該管理官）」に改める。

（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第二十五条　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「第七条第一項」を「第七条第二項」に改め、同条第一号中「法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項に規定する要請に係る」を「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）が交流派遣をすることを予定している」に改める。

第五条中「防衛大臣」を「任命権者」に改める。

第六条中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第七条第一項中「防衛大臣は」を「任命権者は」に、「防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき、当該計画を変更することができる」を「当該変更に係る事項を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない」に改め、同項ただし書中「及び当該交流派遣を要請した防衛大臣」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「防衛大臣」を「任命権者」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　防衛大臣は、前項の認定を行う場合には、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき行わなければならない。

第十条第四号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改める。

第十一条中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。

第十四条中「（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」を削る。

（防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令の一部改正）

第二十六条　防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第七条第一項に規定する要請に係る」を「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）が交流派遣をすることを予定している」に改める。

第九条中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

第十条第二号中「法」を「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第百十二条第一項各号に掲げる」を「第五章に規定する」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十八条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「すべて」を「全て」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号、第八条第一項第二号及び第三号並びに第九条中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

第十五条第一項第二号中「内閣総務官」の下に「及び人事政策統括官」を加える。

第十七条中「前条第一項第四号、第六号」を「前条第一項第三号、第四号、第六号、第九号」に改める。

第十九条第一号中「第十六条第一項第四号、第六号」を「第十六条第一項第三号、第四号、第六号、第九号」に改める。

第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一号、第二十九条第一項、第三十二条及び第三十三条第四号中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

別表第一内閣官房の項中「内閣情報調査室」を「内閣情報調査室　内閣人事局」に改める。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第三十一条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表（一の項第二欄第六号を除く。）中「内閣府令」を「内閣官房令」に改める。

本則の表一の項第二欄第六号中「（内閣府令」を「（内閣官房令」に改める。